

収支報告書に記載すべき支出の区分

政治資金の支出項目の区分の分類については、政治資金規正法施行規則において定められ、政治団体が団体として存続していくために恒常的に必要な経費である経常経費と、政治上の主義、施策の推進等や公職の候補者の推薦等の政治活動を行っていくための活動に要する経費である政治活動費に分類される。

経常経費についてはさらに人件費、光熱水費、備品・消耗品費、事務所費に分類され、性質別となっている。政治活動費については組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄附・交付金、その他の経費に分類され、目的別となっている。

(政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ(平成23年3月))

○ 検討すべき事項

収支報告書に記載すべき支出の分類基準について、個別具体の支出の分類について分かりにくい部分があり、政治団体からの問い合わせも寄せられている。

支出項目の区分について、「経常経費」と「政治活動費」の区分、性質別となっている「経常経費」の区分、目的別となっている「政治活動費」の区分等について見直すべきとの意見も寄せられている。

○ 検討の方向性

個別の具体的支出の分類基準や記載方法については、当委員会の示した見解も踏まえながら(参考資料4参照)、国会議員関係政治団体の収支報告の手引等により、周知が図られているところであり、適宜充実を図ることが適当である。

支出項目の区分の見直しについては、国民から見て当該政治団体の活動実態が把握しやすくなるものとする視点、政治団体が自ら支出の分類を行いやすくするなど、政治団体の会計上の事務負担にも配慮したものとする視点を踏まえて、政治団体が正しく記載でき、かつ各政治団体間において記載内容の比較可能性を確保することを前提としながら、検討を行っていくことが適当である。

また、この際には、政治団体の区分により収支報告書の記載の範囲が異なることに留意することが必要である。

【論点1】

政治団体が収支報告書を作成する際に、現在の支出の分類基準について、個別具体の支出の分類について分かりにくい部分があるとの意見があるが、どの分類基準が分かりにくいと考えられるか。経常経費や政治活動費の中の分類基準が分かりにくいのか、あるいはそもそも経常経費と政治活動費に二分する基準が分かりにくいのか。

- ①経常経費や政治活動費の中の分類基準が分かりにくい場合、支出項目の区分の分類を増やすことで分類基準が分かりやすくなるのか。
- ②逆に、支出項目の区分の分類を減らすことで分類基準が分かりやすくなるのか。
- ③経常経費と政治活動費に二分する基準が分かりにくい場合、区分を一本化するとどうなるか。

①支出項目の区分の分類を増やすことで分類基準が分かりやすくなると考える場合。

- ・どのような支出項目を新たに作れば、国民の目から見て政治団体の活動実態が把握しやすい収支報告書になるか。
- ・政治団体の事務負担は従前より重くなるが、どのように考えるか。
- ・各政治団体間において記載内容の比較可能性を確保するためには、各政治団体において、同一の支出が同一の支出項目に記載される必要があるが、支出項目の区分の分類を増やすことで、同一の支出について政治団体間で支出項目が異なる場合が減るか。
- ・支出項目の区分の分類について、標準的な分類例を示すにとどめる取扱いとなっているので、最終的には政治団体の判断で一の支出についての支出項目を決めることとなる。このため、同一支出であっても政治団体ごとに計上される項目が異なる実態であれば、支出項目の区分の分類を増やしても政治団体間の比較が容易にならないのではないか。

②支出項目の区分の分類を少なくすることで分類基準が分かりやすくなると考える場合。

- ・支出項目の区分の分類について、標準的な分類例を示すにとどめる取扱いとなっているので、最終的には政治団体の判断で一の支出についての支出

項目を決めることとなる。このため、かえって支出項目の分類を少なくした方が、同一の支出について政治団体間で支出項目が異なる場合が減少し、政治団体間の比較が相対的に容易になると考えられるのではないか。

- ・ 支出項目の区分の分類が少なくなると、政治団体は、それぞれの支出についてどの支出項目に分類すればよいか迷うことが少なくなるので、政治団体の事務負担が軽減されるのではないか。
- ・ どの支出項目を削れば、同一の支出について政治団体間で支出項目が異なる場合が減少し、国民の目から見て政治団体の活動実態が把握しやすい収支報告書になるか。
- ・ 政治活動費について、例えば組織活動費であれば、「大会費」、「行事費」、「組織対策費」、「渉外費」、「交際費」というように適宜、小分類し、それぞれ別葉とすることとされている。この小分類を見直すことで、政治団体の事務が軽減されるのではないか。
- ・ 一方で、支出項目を削ることにより、支出項目がより抽象的になれば、国民の目から見て分かりにくくなり、収支の公開の観点から問題が生じうるのではないか。

③支出項目の区分を一本化した方が分かりやすいとする場合。

- ・ 政治団体の活動はそもそも政治活動が本来の目的であると考えられるので、経常経費と政治活動費に二分する必要がないのではないか。
- ・ 目的別の支出の分類は、政治団体の判断により分類に違いが生じることもあるので、すべての支出について性質別とした方が分かりやすいのではないか。
- ・ 資金管理団体は5万円以上の人件費以外の支出について、その他の政治団体は5万円以上の経常経費以外の支出について、収支報告書において支出の明細を報告することとなっている。このため、支出項目を一本化すると、経常経費・政治活動費という区分がなくなるので、新たなメルクマールを作るために法改正が必要になることをどう考えるか。
- ・ 昭和50年の政治資金規正法の改正以来、現行の支出項目区分で統計が取られていることをどう考えるか。
- ・ また、政党助成法の使途報告書も収支報告書と同じ支出項目の区分となっていることをどう考えるか。

- ・支出項目の区分を一本化する場合、すべての支出について性質別の区分にするか、あるいはすべての支出について目的別の区分にするか。また、この場合、経常経費が性質別の区分であり、政治活動費が目的別の区分となっている現在の記載と比べて国民の目から見て政治団体の活動実態が把握しやすい収支報告書になるか。

【論点2】

支出項目の区分の分類について、標準的な分類例を示すにとどめる取扱いとなっているので、最終的には政治団体の判断で一の支出について支出目的に応じて分類することとなる。そのため、名目上同一の支出についても支出項目が異なる場合があり、各政治団体間の記載内容について比較が難しいとの意見がある。一方で、標準的な分類例以外の分類も認める当該取扱いにより、政治団体の判断により支出の目的に応じた分類を担保しているとも考えられる。当該取扱いをどのように考えるか。当該取扱いが適当でないならば、当該取扱いを変えて、標準的な分類例以外の分類を認めないものとする取扱いとすることについてどのように考えるか。

- ・すべての支出について、標準的な分類例を示し、当該分類例以外の分類を認めないとする取扱いにより、名目上同一の支出について支出項目が異なる場合がなくなり、各政治団体間の記載内容についての比較可能性を高められるのではないか。
- ・しかし、例えば、駐車場代は、政治団体職員が経常的に利用する駐車場の料金であれば事務所費に計上することとなるが、大会の際に利用した駐車場の料金であれば組織活動費に計上するといったように、各政治団体には個別具体の支出であるため、「駐車場代は事務所費に計上することとする」といったルールでは不十分であり、相当程度詳細な分類のルールを作る必要があることをどう考えるか。
- ・また、詳細な分類ルールに従って支出を分類させることは、政治団体に過度の事務負担を求めることにならないか。
- ・さらには、標準的な分類例以外の分類を認めないものとする取扱いとする場合、標準的な分類例に従わない記載をした者は、虚偽の記載をした者として罰則を適用すべきか。罰則を適用しないならば、どのように標準的な分類例に従って支出を分類することの実効性を担保するのか。